第1のBのeのただし書中「特定牛の脊柱に由来する油脂を，高温かつ高圧の条件の下で，加水分解，けん化又はエステル交換したものを，原材料として使用する場合については」を「次のいずれかに該当するものを原材料として使用する場合は」に改め，同eに次のように加える。

(1)　特定牛の脊柱に由来する油脂を，高温かつ高圧の条件の下で，加水分解，けん化又はエステル交換したもの

(2)　月齢が30月以下の特定牛の脊柱を，脱脂，酸による脱灰，酸若しくはアルカリ処理，ろ過及び138℃以上で4秒間以上の加熱殺菌を行ったもの又はこれらと同等以上の感染性を低下させる処理をして製造したもの

第2のEの4．のただし書中「特定牛の脊柱に由来する油脂を，高温かつ高圧の条件の下で，加水分解，けん化又はエステル交換したものを，原材料として使用する場合については」を「次のいずれかに該当するものを原材料として使用する場合は」に改め，同4．に次のように加える。

(1)　特定牛の脊柱に由来する油脂を，高温かつ高圧の条件の下で，加水分解，けん化又はエステル交換したもの

(2)　月齢が30月以下の特定牛の脊柱を，脱脂，酸による脱灰，酸若しくはアルカリ処理，ろ過及び138℃以上で4秒間以上の加熱殺菌を行ったもの又はこれらと同等以上の感染性を低下させる処理をして製造したもの

第3のFの4のただし書中「特定牛の脊柱に由来する油脂を，高温かつ高圧の条件の下で，加水分解，けん化又はエステル交換したものを，原材料として使用する場合については」を「次のいずれかに該当するものを原材料として使用する場合は」に改め，同4に次のように加える。

(1)　特定牛の脊柱に由来する油脂を，高温かつ高圧の条件の下で，加水分解，けん化又はエステル交換したもの

(2)　月齢が30月以下の特定牛の脊柱を，脱脂，酸による脱灰，酸若しくはアルカリ処理，ろ過及び138℃以上で4秒間以上の加熱殺菌を行ったもの又はこれらと同等以上の感染性を低下させる処理をして製造したもの

○農林水産省告示第七百四号

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和四十年法律第百九号）第六条第一項、第九条第三項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第二十八条第一項の規定に基づき、同法第六条第一項の平均輸入価格、同法第九条第一項第一号ハの農林水産大臣の定める額、同法第十一条第一項の異性化糖標準価格、同法第十二条第一項の異性化糖平均供給価格及び同法第二十八条第一項の平均輸入価格を次のように定めたので、同法第六条第二項（同法第九条第四項、第十一条第六項、第十二条第二項及び第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、それぞれの適用期間と併せて告示する。

平成二十七年三月二十七日　　農林水産大臣　林　芳正

一　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第六条第一項の平均輸入価格

につき四七、九一〇円

適用期間　平成二十七年四月一日から六月三十日まで

二　農林水産大臣の定める額　零

適用期間　平成二十七年四月一日から六月三十日まで

三　異性化糖標準価格　一、〇〇〇キログラムにつき一一六、二一九円（うち消費税額及び地方消費税額分　八、六〇九円）

適用期間　平成二十七年四月一日から六月三十日まで

四　異性化糖平均供給価格　一、〇〇〇キログラムにつき一三九、九五七円（うち消費税額及び地方消費税額分　一〇、三六七円）

適用期間　平成二十七年四月一日から六月三十日まで

五　砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十八条第一項の平均輸入価格　一、〇〇〇キログラムにつき六八、八三〇円

適用期間　平成二十七年四月一日から六月三十日まで

○農林水産省告示第七百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月二十七日　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岩手県一関市萩荘字栃倉六六の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は，定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月二十七日　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県曽於市大隅町中之内字不動平一一九三の七、一一九三の一一、一一九三の一五、一一九四の三、一一九八の一、一一九八の一〇、一一九八の三三から一一九八の三五まで、字外戸迫二九八五の六、字川頭三二三二の七、字椋段三五四一の二、三五四一の四、字地蔵谷五六四〇の七、五六四一の一、五六四一の二、五六四一の五（次の図に示す部分に限る。）、字陣ノ尾七一四二の三、七一四二の四、七一四五の一、字牧ノ谷七二〇〇の三、七二〇一の一、七二〇一の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は，択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年三月二十七日　　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鹿児島県曽於市末吉町岩崎字霧島ノ段六五〇八の二、六五〇九の一から六五〇九の四まで、六五一〇の二、字山路ヶ迫六六七三の一、末吉町諏訪方字下原一八二五、一八二六、一八二七の一、一八二七の三、一八二八の二、一八二八の六、一八二九の一、一八三〇、一八三一、一八三二の一、一八三二の二、一八三三、末吉町二之方字東方二八四四の一五、二八四五、二八四九の一、二八四九の三、字松原二八六六の一、二八六六の二、二八六七の二、二八七五、二八七六の一、二八七六の二、二八七七の二、字松ヶ迫八四四四の一、四八四四の三、四八四六の二、字小牧谷頭四九八二の九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は，択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県庁及び曽於市役所に備え置いて縦覧に供する。）